

コロナ特例貸付金

迫る返済、続く困窮

新型コロナウイルス禍で収入が減った人への特例貸付金を巡り、返済免除の申請が3割を超えることが分かった。来年1月からは返済が始まるが、免除の対象外でも困窮状態が続く人は多い。利用者は未曽有の規模で、現場からは「生活再建の支援が必要なのに、とても手が回らない」と悲鳴が上がる。【一面に本記】



特例貸し付けに関する文書を見せる女性。返済免除の申請が認められるか不安を抱える
18日、大阪府内

▽不安

「免除にならず、返済を求められたら生活は立ちゆかない」。大阪府内の50代女性はその表情を曇らせる。

2020年春にコロナ禍で飲食店の仕事を失い、貸付金155万円を借りた。

今年9月からは病院の調理補助として働くが、持病で長時間の勤務は難しく月収は4万円ほど。1日1食で水を飲んで空腹をこまかしく、高熱する光熱費を減らすと、電気も消して薄暗い中で過ごす。

貸付金は、住民税が非課

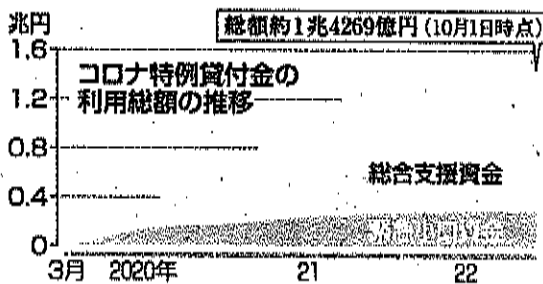
件数多く支援の手回らず

税の低所得世帯は返済が免除される。自身の収入は課税水準未満のため6月に免除を申請したが、長男の世帯で扶養家族になっているため、形式的には対象外だ。ただ長男とは一緒に住んでおらず、仕送りも受けていない。「息子も子どもが生まれたばかりで、家計は楽ではなく頼れない」。申請結果は11月に出る見込みで、不安を抱えながら待つ日々だ。

▽否定的

全国社会福祉協議会（全社協）は今年7月、返済が難しい人の生活再建のため、免除の条件緩和を求め、要請書を国に提出。今月

開かれた生活困窮者支援に関する厚生労働省の審議会でも「住民税非課税は非常に厳しいライン」「貸付金がかえって立ち直りの足が



せになってはいけない」などの意見が相次いだ。だが、厚労省幹部は「今から免除対象を広げたら、我慢して借りなかった人との間で不公平になる」と案件緩和に否定的だ。免除とならない場合でも「やむを得ない事由」があれば返済は猶予されるが、具体的な基準は決まっていない。

▽負の側面

特例貸し付けは速く優先で一時的な困窮防止には役立った一方、書類審査だけで貸すケースも多く、各社協が従来、一体で実施して

きた生活相談や自立支援につながらなかった負の側面がある。

厚労省は返済免除の対象外の人を含め、継続的な支援や関係機関との連携を社協に求めているが、対象者数が多過ぎて現場の対応は追い付いていないのが実情だ。

リーマン・ショック後の景気低迷や東日本大震災があった09～11年度に比べ、今回の特例貸し付けの総額は約20倍と異例の規模。「一人一人に寄り添った支援は難しい」（静岡県社協）、「国は財政面で現場の態勢強化をもっと支援してほしい」（栃木県社協）といった声が上がっている。

宮城県社協の担当者は、東日本大震災の特例貸し付けの際も相談支援が伴わなかったことで「その後の対応が非常に困難になっていた」と語る。震災から11年たった現在でも、利用者約4万人のうち約1万2千人がまだ返済中で「今回も同じような状況になるのでは」と懸念を示した。